

福岡市バリアフリー推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全かつ快適に移動や施設の利用ができるよう、バリアフリーの推進を図るとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に基づき、基本計画の作成に関する協議等を行うため、「福岡市バリアフリー推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議及び連絡調整並びに意見交換を行う。

- (1) 福岡市バリアフリー基本計画の作成に関すること
- (2) 福岡市バリアフリー基本計画の実施に関すること
- (3) バリアフリー施策の進行管理及びバリアフリーの推進に係る新たな施策や措置に関すること
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織及び委員)

第3条 協議会は、バリアフリー法第26条第2項に基づき、別表第1に掲げる委員で組織する。

- 2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員とは別にアドバイザーを置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、福岡市保健福祉局総務部政策推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

(別表第1)

福岡市バリアフリー推進協議会 委員一覧

区分	所属等	氏名	
利用者等	NPO法人福岡市障害者関係団体協議会 理事長	中原 義隆	
	社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会 会長	染井 圭弘	
	福岡市聴力障害者福祉協会 理事	松尾 智仁	
	福岡県脊髄損傷者連合会福岡支部 支部長	菅原 義和	
	福岡市肢体障がい者福祉協会 事務局長	山田 隆義	
	(社福)福岡市手をつなぐ育成会 理事長	向井 公太	
	福岡市自閉症協会 副会長	伊丹 健次郎	
	福岡市精神保健福祉協議会 会長	野澤 重信	
	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会 副会長	平林 孝一	
	福岡市PTA協議会 副会長	坂田 美和子	
	福岡市女性翼の会 会長	関 由紀子	
	ラブエフエム国際放送(株)	Effie LIANG	
	We Love天神協議会 事務局長	嶋山 一機	
	博多まちづくり推進協議会 事務局長	有隅 基樹	
学識経験者	建築分野 九州大学大学院 人間環境学研究院 教授	竹下 輝和	
	土木分野 九州大学大学院 工学研究院 准教授	外井 哲志	
	デザイン分野 NPO法人FUKUOKAデザインリーグ 副理事長	定村 俊満	
施設設置管理者	九州旅客鉄道(株) 鉄道事業本部営業部 担当部長	田中 涉	
	西日本鉄道(株) 鉄道事業本部施設部長	岡本 道弘	
	西日本鉄道(株) 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	清水 信彦	
行政	公安委員会 福岡県警察本部 交通部交通規制課長	高山 勲	
	福岡県警察本部 交通部駐車対策課長	西山 伸介	
	国 国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所長	富山 英範	
	福岡市	福岡市住宅都市局長	馬場 隆
		福岡市道路下水道局長	井上 隆治
		福岡市港湾局長	野見山 勤
		福岡市交通局理事	角原 孝
福岡市保健福祉局長	中島 淳一郎		

(別表第2)

福岡市バリアフリー推進協議会 アドバイザー

29	国土交通省九州運輸局 交通環境部消費者行政・情報課長	首藤 郁一郎
30	国土交通省九州地方整備局 企画部企画課長	小澤 盛生